

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	障がい者福祉管理システムファイル
実施機関の名称	豊後高田市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	社会福祉課
個人情報ファイルの利用目的	障がい福祉サービスの支給認定等、障がい者・児の各種援護事務に必要な情報を管理するため。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 電話番号、6 年齢、7 個人番号、8 識別番号、9 世帯番号、10 保護者氏名、11 保護者住所、12 保護者生年月日、13 保護者性別、14 保護者個人番号、15 身体障害者手帳番号、16 身体障害者手帳交付日、17 身体障害者手帳障害名、18 身体障害者手帳総合等級、19 療育手帳番号、20 療育手帳交付日、21 療育手帳障害程度、22 療育手帳次回判定年月日、23 精神保健福祉手帳番号、24 精神保健福祉手帳交付日、25 精神保健福祉手帳等級、26 精神保健福祉手帳有効期限、27 自立支援医療受給者番号、28 自立支援医療有効期間、29 自立支援医療指定自立支援医療機関名、30 保険者名、31 被保険者証記号番号、32 被保険者氏名、33 特定疾病療養受給者証の有無、34 医療の具体的方針、35 重度継続区分、36 負担上限適用区分、37 負担上限額、38 補装具費支給番号、39 補装具費支給決定年月日、40 補装具費決定内容、41 補装具の名称、42 補装具業者、43 補装具費基準額、44 補装具費見積額、45 補装具費利用者負担額、46 補装具費公費負担額、47 日常生活用具給付番号、48 日常生活用具給付等決定年月日、49 日常生活用具決定内容、50 日常生活用具納入業者、51 日常生活用具基準額、52 日常生活用具見積額、53 日常生活用具利用者負担額、54 日常生活用具公費負担額、55 心身障害者福祉手当支給決定年月日、56 心身障害者福祉手当支給額、57 心身障害者福祉手当振込先情報、58 特別障害者手当支給決定年月日、59 特別障害者手当支給額、60 特別障害者手当振込先情報

	<p>報、61障害児福祉手当支給決定年月日、62障害児福祉手当支給額、63障害児福祉手当振込先情報、64特別児童扶養手当支給決定年月日、65特別児童扶養手当支給区分、66特別児童扶養手当支給額、67特別児童扶養手当管理番号、68特別児童扶養手当受給者情報、69特別児童扶養手当振込先情報、70障害福祉サービス受給者証番号、71障害福祉サービス支給決定年月日、72障害支援区分、73障害支援区分有効期間、74障害支援区分認定理由、75障害福祉サービス所得区分、76障害福祉サービス利用者負担上限月額、77障害福祉サービス利用者負担上限管理事業所名、78障害福祉サービス相談支援事業所名、79障害福祉サービス決定サービス、80障害福祉サービス支給期間、81障害福祉サービス支給量、82収入状況、83資産状況、84有料道路割引申請年月日、85車両番号、86車両所有者氏名、87ETCカード番号、88車載機器管理番号、89有料道路割引有効期限、90NHK受信料減免申請年月日、91減免区分、92障害児通所サービス受給者証番号、93障害児通所サービス支給決定年月日、94障害児通所サービス受給者氏名、95障害児通所サービス受給者住所、96障害児通所サービス受給者生年月日、97障害児通所サービス受給者電話番号、98障害児通所サービス所得区分、99障害児通所サービス利用者負担上限月額、100障害児通所サービス利用者負担上限管理事業所名、101障害児通所サービス利用者負担相談支援事業所名、102障害児通所サービス決定サービス、103障害児通所サービス支給期間、104障害児通所サービス支給量</p>
記録範囲	豊後高田市が援護する障がい者・児
記録情報の収集方法	本人及び住民基本台帳から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	大分県国民健康保険団体連合会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)豊後高田市総務課 (所在地)〒879-0692大分県豊後高田市是永町39番

	地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備 考		

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	敬老会に関する事務ファイル	
実施機関の名称	豊後高田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	敬老会補助金の対象者を把握し、各団体に申請を依頼、補助金を支出する事務に使用するため。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所	
記録範囲	敬老会補助金対象者	
記録情報の収集方法	補助金申請者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 大分県豊後高田市総務課	
	(所在地) 〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(マニュアル処理ファイル)
備 考		

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する事務ファイル	
実施機関の名称	豊後高田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求事務	
記録項目	1 氏名、2 戦没者との続柄、3 郵便番号、4 住所、5 電話番号	
記録範囲	市内の請求権者のうち実際に請求した者	
記録情報の収集方法	請求者より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし	
記録情報の経常的提供先	他の地方公共団体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 大分県豊後高田市総務課	
	(所在地) 〒879-0692 大分県豊後高田市是永町 39 番地 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(マニュアル処理ファイル)
備 考		

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	老人クラブに関する事務ファイル	
実施機関の名称	豊後高田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	単位老人クラブ補助金支出事務に利用するため。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 年齢、生年月日	
記録範囲	単位老人クラブの会員	
記録情報の収集方法	単位老人クラブ会長より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 大分県豊後高田市総務課	
	(所在地) 〒879-0692 大分県豊後高田市是永町 39 番地 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(マニュアル処理ファイル)
備 考		